



平成 19 年 9 月 19 日

各 位

会社名 グッドウィル・グループ株式会社  
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 折口 雅博  
(コード番号 4723 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 広報IR部長 大迫 一生  
(TEL. 03-3405-9262)

### 株式会社コムスの事業移行にかかる第 5 回第三者委員会の審議内容等について

当社子会社、株式会社コムス（以下コムス）の事業移行につきまして、本日開催の第三者委員会でコムスの在宅系サービスについて、審議・答申された内容は以下のとおりです。

記

第三者委員会は、コムスに対し、在宅系サービスの事業承継候補法人について、新たな答申を致しましたので、下記にご報告致します。

#### 「コムス第三者委員会答申書」

株式会社コムス第三者委員会として、下記のとおり答申いたします。

記

平成 19 年 9 月 4 日付答申書において、御社の事業のうち在宅系サービスについては、三重県を承継対象地域とする承継法人として「有限会社共栄」を、熊本県を承継対象地域とする承継法人として「有限会社熊進企画」を、それぞれ選定しておりましたが、三重県については、御社より「有限会社共栄」との契約交渉が不調に終わったとの報告を受け、また、熊本県については、「有限会社熊進企画」が承継を辞退したことに伴い、両県を承継対象地域とする承継法人として、新たに下記法人を選定します。

なお、承継法人に付す条件は、上記答申書別紙記載と同一のものとします。

記

セントケア・ホールディング株式会社

以上

本件に関する問合せ窓口

コムス 第三者委員会事務局 TEL : 03-5772-7627

承継法人に付す条件【在宅系サービス】

(全承継法人共通)

1. 利用者の権利保全について
  - (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
  - (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
  - (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑に承継する全てのサービス、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等については、継続して提供すること。
  - (4) 承継対象となる事業をみだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。但し、事前に、後述する項目3(7)に規定する第三者機関に対し、文書で承認を得ている場合はこの限りではない。
  
2. 従業員の雇用保全措置等について
  - (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
  - (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオンによる活動を妨げないこと。
  - (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。
  
3. 法令遵守・コンプライアンスについて
  - (1) 法令遵守体制を確立すること。
  - (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
  - (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的に実施すること。
  - (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
  - (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。

- (6) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。
  - (7) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(6)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。
  - (8) 第1項(3)及び同項(4)ならびに本項(7)に違反した場合には、第三者機関が選定する譲渡先に、株式会社コムスから承継した全事業を取得時と同条件で直ちに譲り渡すこと。
4. 責任を持った事業の承継主体であること
- (1) 介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
  - (2) 利用者への対応に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為に具体的施策を実施すること。
5. 本件の承継対象について
- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
  - (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。

以上